

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

○知事指定薬物の指定	(薬務課)	一
○県営土地改良事業変更計画の縦覧(二件)	(農村振興課)	一
○県営土地改良事業の完了	(同)	二
○県営土地改良事業の換地処分	(農村整備課)	二
○保安林の指定施業要件の変更の予定	(森林整備課)	二
○所在地を確知できない建設業者の申出	(事業管理課)	三
○道路の供用開始	(道路課)	三
○河川区域の指定	(河川課)	三
○河川予定地の廃止	(同)	四
○土地区画整理組合の事業計画変更の認可	(都市計画課)	四
○政府調達に関する協定の適用を受ける入札の公告	(新産業振興課)	四
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(道路課)	六
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(警察本部会計課)	八
○道路交通法第五十一条の十三第一項第一号イに規定する駐車監視員資格者講習の実施について		九
○宮城県公報令和三年号外第二十六号(令和三年五月三十一日付け)中		一〇

告 示

○宮城県告示第六百四号
宮城県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十七年宮城県条例第六十九号)第十三条第一項の規定により、次のとおり知事指定薬物を指定するので、同条第四項の規定により告示する。
令和四年八月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 知事指定薬物の名称

1 化学名 「(二S、四S) 一ニ、四ジメチルアゼチジン一ニール」〔八R) 一六ニメチル一九、一〇ジデヒドロエルゴリン一ニール〕メタノン及びその塩類(通称名…LSZ、LAISSIAZ)

2 化学名 一ニ(四ニフルオロ一ニメチルフェニル)一ニ(ピロリジン一ニール)ペンタニ一ニオン及びその塩類(通称名…4-fluororo3-methylia-PVP、MFPVP)

二 指定の理由

中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚的作用(当該作用の維持又は強化の作用を含む。)を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められるため。

三 指定の効力が生ずる日

令和四年八月三十一日

○宮城県告示第六百五号

県営石巻中部地区土地改良事業(農業用排水施設整備事業)変更計画を定めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和四年八月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

令和四年八月三十日から令和四年九月二十九日まで

三 縦覧場所

石巻市役所及び石巻市河南総合支所

○宮城県告示第六六六号

県営気仙沼地区土地改良事業（区画整理事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和四年八月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

令和四年八月三十日から令和四年九月二十九日まで

三 縦覧場所

気仙沼市役所

○宮城県告示第六六七号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の第三項の規定により公告する。

令和四年八月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	事業の名称	工事完了年月日
磯	区画整理事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業））	令和四年三月二十三日
吉田東部1期	区画整理事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業））	令和四年六月二十一日
吉田東部2期	区画整理事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業））	令和四年六月二十一日
高屋・烏屋崎	区画整理事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業））	令和四年六月二十一日

荒浜北部

区画整理事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業））

令和四年六月二十一日

吉田中部

区画整理事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業））

令和四年六月二十一日

山元北部

区画整理事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業））

令和四年六月二十四日

吉田西部

区画整理事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業））

令和四年六月二十四日

吉田南部

区画整理事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業））

令和四年六月二十四日

○宮城県告示第六六八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

令和四年八月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称

吉田東部1期地区

二 処分の年月日

令和四年八月二十四日

○宮城県告示第六六九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和四年八月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

亶理郡山元町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林

- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
亘理郡山元町（次の図に示す部分に限る。）

3 変更後の指定施業要件
保安林として指定された目的
潮害の防備

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

3 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
亘理郡山元町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
公衆の保健

3 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び山元町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百十号

次の建設業者については、その営業所の所在地を確知できないので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定により告示する。

この告示の日から三十日を経過しても申出がないときは、建設業の許可を取り消すことがある。
令和四年八月三十日

一 商号又は名称等
宮城県知事 村 井 嘉 浩

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業許可番号 (宮城県知事許可)
株式会社丸善建築 岩井 正幸	仙台市若林区中倉二丁目十九番二十号	第一万七千三百九十三号
株式会社ケーエムイー 保坂 公悦	仙台市太白区中田町字前沖百二十四番地	第一万八千六百六十三号
株式会社越後屋 三井 孝一	塩竈市北浜一丁目十一一三十七	第一万九千七百七十一号

二 申出先

宮城県土木部事業管理課建設業振興・指導班
所在地 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
電話 ○二二―二一―三一六（直通）

○宮城県告示第六百十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和四年八月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年八月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	女川牡鹿線	牡鹿郡女川町横浦字名不知無番地先から同郡同町横浦字名不知八三番五地先まで	令和四年 九月一日

○宮城県告示第六百十二号

鳴瀬川水系に係る一級河川大江川について、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、宮城県庁（土木部河川課）及び宮城県北部土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和四年八月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

次の図面の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域以外の区域（図面省略）

○宮城県告示第六百十三号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第五十六条第三項の規定により、平成十八年宮城県告示第四百九十五号で指定した次の河川予定地を廃止する。

なお、その関係図面は、宮城県庁（土木部河川課）及び宮城県北部土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和四年八月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

次の一の区間に係る二の大字の区域内の土地のうち、別紙図面に赤色で着色した部分の区域内の土地（図面省略）

一 区間

起点 左岸 大崎市古川稲葉字大江向二十九番

右岸 大崎市古川稲葉字大江向二十八番

終点 左岸 大崎市古川米袋字堤内六十番地先

右岸 大崎市古川米袋字水押二十一番一

二 大字

大崎市古川稲葉、古川米倉、古川西荒井及び古川米袋

○宮城県告示第六百十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

令和四年八月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

仙台市岩切羽黒前利府町神谷沢土地区画整理組合

二 事務所所在地

仙台市宮城野区岩切字羽黒前八十九番地

三 設立認可の年月日
令和三年十二月一日

四 変更認可の年月日
令和四年八月二十四日

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和四年八月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件の名称及び数量 宮城県産業技術総合センターで使用する電気 年間約百六十八万五千六百十三キロワット時

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 令和四年十月一日から令和七年九月三十日まで

4 履行場所 宮城県仙台市泉区明通二丁目二番地 宮城県産業技術総合センター

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であることを。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく

更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第三号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条の二の規定により経済産業大臣の登録を受けている小売電気事業者であること。

9 入札への参加を希望する者は、8に掲げる事項を証する書類を令和四年九月九日（金）午後五時までに三の4に示す一般競争入札参加資格審査における添付資料として提出しなければならない。

い。

10 入札参加資格申請場所及び申請期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎二階 電話〇二二―二二―一三三三五）へ令和四年九月六日（火）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県行政庁舎十四階 宮城県経済商工観光部新産業振興課新産業支援班
（担当 平霞 亨太 電話〇二二―二二―一七二二二）

3 入札説明書及び仕様書の交付期限

令和四年九月九日（金）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、令和四年九月六日（火）午後五時までに2宛て申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和四年九月六日（火）から令和四年九月九日（金）午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和四年九月九日（金）午後五時までに必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない

5 入札書の提出期限

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 令和四年九月十三日(火) 午前九時から令和四年九月十五日(木) 午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 令和四年九月十五日(木) 午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時までに開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所

令和四年九月十六日(金) 午後九時半 宮城県行政庁舎十八階 一八〇二会議室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者及び三4における審査により資格を有しないとされた者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条、第九十八条、第百十三条及び百十四条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Service Required : Electrical power for Industrial Technology Institute, Miyagi Prefectural Government - 1,685,613 kWh/year

2 Period of Contract : From October 1, 2022 to September 30, 2025

3 Deadline and Location for Bid Submission (in person) : September 16, 2022 (Fri), 9 : 30 a.m., 1802 Meeting Room, 18th floor of Miyagi Prefectural Government Building

4 Deadline for Bid Submission (by mail) : September 15, 2022 (Thu), 5 : 00 p.m.

5 Contact Information : Ryota Taiyoshi, New Industry Support Section, New Industry Development Division, Commerce, Industry and Tourism Department, Miyagi Prefectural Government, 38-1 Honcho Aobaku Sendai, Miyagi 980-8570 Japan TEL: 022-211-2722

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和四年八月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び納入予定数量

(一) 凍結防止剤(粒状塩化ナトリウム、標準、十トン車以下、宮城県大河原土木事務所管内分) (単価契約) 千五百七トン

(二) 凍結防止剤(液状塩化ナトリウム、八トン車以下、宮城県大河原土木事務所管内分) (単価契約) 二十六キロリットル

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期間 契約締結の日から令和五年三月三十一日まで

4 納入場所 宮城県大河原土木事務所管内

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城

県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条の規定による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県の入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しないこと。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 購入物品を迅速かつ確実に納入できる体制が整備されていること。

9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二一三三三五）へ令和四年九月九日（金）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等
1 電子調達システム（以下「システム」という。）の利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望するものは、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
〒九八九一―一二四三 宮城県柴田郡大河原町字南一二九一―

宮城県大河原土木事務所総務班（担当 渡邊 真子 電話〇二二四一五三一三三五）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和四年九月九日（金）午後五時まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査
(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は入札説明書に定めるところにより、令和四年十月五日（水）午後五時までに必要書類を作成の

上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和四年十月五日(水)午後五時までに必要書類を作成の上提出し参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に説明を求められた場合はこれに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 令和四年十月十九日(水)午前九時から令和四年十月二十日(木)午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 令和四年十月十九日(水)午前九時から令和四年十月二十日(木)午後五時まで
ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所 開札の日は令和四年十月二十一日(金)とし、開札の時刻及び場所は

は一の1に掲げる購入物品ごとに次のとおりとする。

(一) 一の1の(一)の購入物品 午前十時 宮城県大河原合同庁舎中3F入札室

(二) 一の1の(二)の購入物品 午前十一時 宮城県大河原合同庁舎中3F入札室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法

(一) 入札金額は一の1の(一)の購入物品にあつては一キログラム当たりの単価を、一の1の(二)の購入物品にあつては一リットル当たりの単価を一銭単位で記載すること。

(二) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地方消費税の額を加えた金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 消費税及び地方消費税の相当額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)は、代金請求時に加算するものとする。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Items to be Purchased : antifreeze (Unit-price contract)

2 Period of Supply : From starting date of contract to March 31, 2023.

3 Place of Delivery : Within Ogasawara civil engineering office areas of jurisdiction.

4 Deadline for Bid : Thursday, October 20, 2022, 5 : 00 p.m.

5 Contact Person : Mako Watanabe, General Affairs Group, Ogasawara civil engineering office, Civil engineering section, Miyagi Prefectural Government, 129-1 Minami, Ogasawara, shibata.

Miyagi, 989-1243 Japan. Tel: 0224-53-3135

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和四年八月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 グループウェアシステム用サーバ貸借 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和四年八月十七日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 F L C S 株式会社東北支店 仙台市青葉区中央三丁目二番二十三号

公安委員会

- 五 落札金額 一億六千五百七十二万六千円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和四年七月一日

○宮城県公安委員会告示第百二二号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第五十一条の十三第一項第一号イに規定する駐車監視員資格者講習について、確認事務の委託の手続等に関する規則（平成十六年国家公安委員会規則第二十三号）第六条の規定により、次のとおり実施する。

令和四年八月三十日

宮城県公安委員会

- 一 実施日時
 - (一) 講習
 - 令和四年十一月十七日（木）及び同月十八日（金）の二日間
 - 各日午前九時から午後五時十五分まで
 - (二) 修了考査
 - 令和四年十一月二十五日（金）午前九時十分から午前十時十分まで
- 二 実施場所
 - (一) 講習
 - 宮城県仙台市青葉区本町二丁目十二番七号 ハーネル仙台
 - (二) 修了考査
 - 講習場所と同じ
- 三 駐車監視員資格者講習の受講手続
 - (一) 申込書類
 - ア 駐車監視員資格者講習申込書 一通
 - 駐車監視員資格者講習受講申込書（以下「受講申込書」という。）は、令和四年十月三日（月）から同月三十一日（月）の午前九時から午後五時までの間に、宮城県警察本部交通部交通指導課駐車対策係及び宮城県内の各警察署交通課において配布する。ただし、土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に定める休日を含む。）を除く。
 - イ 写真 一枚

申込前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルのもの

ウ 駐車監視員資格者講習に関する誓約書 一通

新型コロナウイルス感染症対策の遵守に関するもの

※ 申込書類は県警ホームページの本講習ページよりダウンロード可能

(二) 申込期間

令和四年十月三日（月）から同月三十一日（月）の午前九時から午後五時までの間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(三) 申込先

宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部交通部交通指導課駐車対策係

(四) 申込方法

本籍、住所、氏名、生年月日、勤務先及び連絡先を記載した受講申込書を前記(三)の申込先に提出又は郵送すること。（郵送については、令和四年十月三十一日までの消印のあるもの限り受け付ける。）

(五) 手数料

二万円分の宮城県収入証紙を受講申込書に添付すること。

なお、受講手数料は、原則として申込書類の受付後は返却しない。

四 講習時の携行品

(一) 駐車監視員資格者講習受講票（駐車監視員資格者講習日までに受講申込書に記載の住所宛てに郵送する。）

(二) 筆記用具（講習用テキストは駐車監視員資格者講習日に配布する。）

五 合格発表

駐車監視員資格者講習修了考査終了後、当該修了考査会場において、合格者の受講番号を掲示する。

なお、当日、合格者には駐車監視員資格者講習修了証明書を交付し、駐車監視員資格者証の交付申請手続について教示する。

六 その他

(一) 駐車監視員資格者講習は、道路交通法第五十一条の二三第一項の駐車監視員資格者証の交付を受けるための講習であり、二日間（十四時間）の講習を受講後、修了考査（一時間）に合格した者に対して駐車監視員資格者講習修了証明書を交付する。

- (二) 駐車監視員資格者証の交付を申請しようとする者は、当該申請に係る交付手数料(九千九百円)が別途必要である。
- (三) 駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても、道路交通法第五十一条の十三第一項第二号に掲げるいずれかの事項に該当する者は、駐車監視員資格者証の交付を受けることができない。
- (四) 駐車監視員資格者証の交付を受けても、道路交通法第五十一条の八第一項に規定する確認事務の委託を受けた法人に属さない限り、駐車監視員として活動できない。
- (五) 受講人数は、定員を二十名としているので、申込期間中であっても定員に達したときは、申込受付を締め切る。
- 七 受講に関する問合せ先
宮城県警察本部交通部交通指導課駐車対策係
電話 〇二二二二二二一七一一 内線五一四三

正 誤

○宮城県公報令和三年号外第二六号(令和三年五月三十一日付け)中

ページ	段	行	正	誤
一	上	後ろか ら四	同項第四号中「第四十九条又は」を「第四十九条」に	同項第四号中「又は」を「」に
五	上	後ろか ら一	「第六十七条第五号」に改め 「営業許可の番号及び年月日 宮城県()指令第 号」 「営業許可(届出)の番号及び年月日 第 号」	「 営業許可の番号および年月日 宮城県()指令第 号」 「 営業許可(届出)の番号および年月日 第 号」
		三	「営業許可の番号及び年月日 宮城県()指令第 号」 「営業許可(届出)の番号及び年月日 第 号」	「 営業許可の番号および年月日 宮城県()指令第 号」 「 営業許可(届出)の番号および年月日 第 号」
		六	「環境生活部食と暮らしの安全推進課長(殿)」 「環境生活部食と暮らしの安全推進課長(殿)」	「環境生活部食と暮らしの安全推進課長(殿)」 「環境生活部食と暮らしの安全推進課長(殿)」